

川崎市平成18年度第1号15年公債

発行要項

- | | | | |
|--|--|------------|-------------------------|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | 13. 総額引受会社 | 株式会社横浜銀行 |
| 2. 発行総額 | 金50億円 | 14. 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| 3. 発行の目的 | 平成17年度一般会計資金 | 15. 応募者利回り | 年2.250パーセント |
| 4. 発行日 | 平成18年4月28日 | 16. 新証券コード | J P 2 1 4 1 3 0 A 6 4 9 |
| 5. 各公債の金額 | 1,000万円
本公債については「社債等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。 | | |
| 6. 利率 | 年2.25パーセント | | |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金100円 | | |
| 8. 償還金額 | 額面100円につき金100円 | | |
| 9. 償還の方法及び期限 | | | |
| (1)本公債の元金は、平成13年3月22日にその全額を償還する。 | | | |
| (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | | | |
| (3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | | | |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | | | |
| (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成18年9月22日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月22日及び9月22日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 | | | |
| (2)発行日の翌日から平成18年9月22日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 | | | |
| (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | | | |
| (4)償還期日後は、利息をつけない。 | | | |
| 11. 払込期日 | 平成18年4月28日 | | |
| 12. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行 | | |

以上